平成２２年（フ）第１７３１号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目21番地７　チェリーハイツおゆみ野101号
債務者　井高　正明
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４号
千葉県船橋市旭町２丁目１番21号
債務者　境　　和也
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０号
千葉県習志野市屋敷１丁目17番３―104号
債務者　アルダベ敏恵
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５号
千葉県市原市五井中央西１丁目13番地10トップ51―101号室
債務者　鳥海　和雄
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区34棟308号
債務者　内山　**祺**子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
静岡県伊豆の国市立花２丁目231番地、破産手続申立時の住所静岡県田方郡函南町柏谷723番地の127
債務者　市川　善正
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
静岡県裾野市平松133番地の７
債務者　冨川　雄一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第８４０号
京都府八幡市男山石城４番地13　サイトウマンション406
債務者　辻　　征典
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８７号
京都府城陽市久世下大谷16番地の９
債務者　中村　文子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
京都市西京区下津林東芝ノ宮町79番地　ハイツセブン202
債務者　昌山徳枝こと　李　　徳文
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
京都市中京区西ノ京島ノ内町24番地　藤和三条山ノ内ホームズ106号
債務者　石橋　裕美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
京都市中京区西ノ京左馬寮町21番地の28
債務者　和田　敏子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
京都市伏見区向島藤ノ木町72番地の９　向島市営住宅９－１棟1015号
債務者　菊田　貞夫
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
京都市南区唐橋門脇町29番地１　ルネ西大路607
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
京都市伏見区白銀町954番地１　ハイツ白銀205
債務者　小寺恵真子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
京都市南区久世殿城町264番地22
債務者　柳田　栄二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３９号
大阪府富田林市大字龍泉459番地15
債務者　ハタナカこと　畠中　康男
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０６５号
堺市南区赤坂台３丁９番22―107号、前住所大阪府富田林市若松町４丁目６番８号　103
債務者　芝田建装こと　芝田　　充
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係